

## [3]

氏名(本籍)	浅野 伸子(埼玉県)
学位	博士(学術)
学位記号番号	博乙第26号
学位授与年月日	平成13年9月30日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
論文題目	江戸時代後期の中・下級武士住宅における構成 原理の変容過程に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 平井 聖 教授 芦川 智 教授 安宅 信行 教授 井内 昇 神奈川大学 教授 西 和夫

## 論文要旨

中・下級武士住宅は、近代における都市俸給生活者住宅の祖型といわれ、その重要な特徴のひとつとして、接客空間である床の間を備えた座敷を重視することがあげられている。この床の間を備えた座敷が、南に面した最も居住条件の良い位置を占めていたため、明治末から大正にかけての生活改善、住宅改良を進める過程において、封建的性格の現れとされ、「虚礼虚飾」のものとして排斥の対象となつた。南に面した座敷は、武士住宅の様式を受け継いだものと認識されていたのである。

しかし、旧城下町に現存する、江戸時代後期以降の中・下級にあたる武士住宅の遺構や図面をみると、座敷を南に面して配置する形式の他に、方位に関わりなく門の立つ道路側に面して配置する場合も多く認められる。従って、江戸時代後期の中・下級武士住宅では、「接する道路に関わりなく座敷を南向に配置する構成」と、「方位に関わりなく道路のある表側に面して配置する構成」の、2つの異なる形式が存在していたと考えられる。

これまで、中・下級武士住宅の平面の構成を、敷地と座敷配置の関係から明らかにしようとした研究はほとんどなく、また、住宅史研究においても、武士住宅が都市俸給生活者住宅へと引き継がれる過程は空白の部分となつていていた。そこで本論文は、江戸時代の中・下級武士住宅を対象に、現存する江戸時代から明治初期までの間の、城下町全体の武士住宅の平面図を検証し、それによって捉えられた敷地と座敷配置のかかわり方から、2つの構成の相互関係と変化の時期を明らかにすることを目的とし、以下の7章で構成されている。

第1章「序論」では、研究の目的や範囲、従来の研究、研究の方法を述べ、本論文で用いる用語の定義を行っている。研究の範囲は、中・下級武士住宅で、一つの棟にまとまる程度の規模としている。研究の方法は、弘前、盛岡、高遠の3カ所の城下町における、ほ

ぼ全数の武家屋敷の記録から、敷地の表口（東西南北の4方位、あるいはさらに分割した8方位）に対する座敷の位置と開放方向を分析し、さらに、上田における幕末から明治にかけての史料から、藩の政策との関わりの中での座敷配置の特徴を検討した上で、それらの結果を合わせて編年的に考察している。また補足として、旧城下町である宮崎県高鍋町の中・下級武士が居住した地域を対象に、座敷配置の変化の過程を調査し、先の4城下町の考察とともに総括して結論を導いている。

第2章では、宝暦6年(1756)の弘前の記録である『御家中屋敷建家図』1066件から、座敷を持つ家屋813件について分析している。弘前では、座敷を道路側に配置するものが92%で、そのうちの95%が道路側を開放する。しかし、敷地の表口方位別にみた場合、道路側を開放する比率に10%の差がみられ、特に南向家屋では100%になる。これらのことから、宝暦6年の弘前の場合は、座敷を道路側に配置し、道路側を開放する形式が原則的であることが明らかとなつたが、南向家屋のすべてが道路側の開放となる点に注目し、指摘している。

第3章では、文化3年(1806)の盛岡の記録である『諸士屋敷地并建家図面書上』660件から、座敷を持つ家屋527件について分析している。盛岡では、座敷を道路側に配置するものが81%で、そのうちの81%が道路側を開放する。しかし、敷地の表口方位により配置と開放方向の比率が異なり、南東向から南西向にかけての南の方位では、道路側配置が86%で、そのうちの道路側解放が90%であるのに対し、東向から北向にかけてと西向は、道路側配置が74%で、そのうちの道路側開放は66%となる。また、道路側以外を開放する場合は、東南から南西にかけての南面が多い。これらのことから、文化3年の盛岡の場合は、全体としては座敷の道路側配置と道路側開放が高い比率を示すが、敷地の表口方位によつて比率に差があるため、原則的であったとはいひ難く、開放方向も全般的に南を選ぶ傾向があることを述べている。

第4章では、天保年間(1830～1843)前後の高遠の記録である『御家中屋敷絵図』261件から、座敷を持つ家屋138件について分析している。高遠では、中級以上の家屋は、座敷の道路側配置が70%で、そのうちの61%が道路側を開放する。道路側以外を開放する場合は、東南から南西の南面を開放する傾向がある。下級の家屋は、座敷の道路側配置が40%で、そのうちの道路側開放は86%となる。下級では、座敷を家屋の奥に配置して裏面を開放する傾向があり、道路側配置にする場合は、敷地の表口が南向のものがほとんどである。全体では、57%が道路側配置で、そのうちの70%が道路側を開放する。敷地の表口方位別にみると、南向では座敷を表側に配置するものが82%、そのうちの道路側開放が100%と高い比率を示す。これらのことから、天保年間頃の高遠では、座敷の道路側配置と道路側開放の比率が盛岡よりさらに低く、南向のみが高いことを述べ、特に下級の家屋において、茶の間の奥に座敷を配置する構成が約60%に認められることを指摘している。

第5章では、安政年間(1854～1859)から明治初期(1870年代)に記録された、上田城下の武士住宅の約半数にあたる平面図79件のうち、下級の長屋を除いた69件の家屋から、藩の政策との関わりを通して、座敷配置について分析している。上田には平面の定法があ

り、家格に応じて基準となる平面が示されている。中級の上位以上の家屋は、定法では四印以上に対応し、定めの通り表座敷と奥座敷の2つの座敷を持つ。表座敷は、道路側配置で道路側を開放するものが、84%とほぼ原則的となる。しかし、2面以上を開放する場合は、道路側以外では南面を開放するものがほとんどである。奥座敷は、定法では裏面を開放する例が多いが、実際には、敷地の表口方位にかかわらず南面を開放をする比率が高く、77%となる。また、定法の平面とは逆に、奥座敷の方が表座敷より座敷飾や広さで優る傾向が認められる。一方、座敷を1室しか持たない中級の中・下位の家屋は、定法では五・六印に対応し、ほぼ定法通り座敷を奥側に配置するが、開放する方向は南面とする場合が多い。これらのことから、幕末期の上田では、座敷を2つ備える場合の表座敷は道路側配置で道路側開放の構成であるが、奥座敷あるいは座敷が1つの場合は南面配置の構成になり、しかも、表座敷は奥座敷より意匠が簡略になるものが多いことを述べている。また、藩の基準でも奥に座敷を持つことが認められていたことや、開放や配置にはある程度居住者に選択の余地があったことを指摘している。

第6章では、これまでの史料の分析結果を補足する目的で、高鍋において旧武士住宅の座敷配置の変化を具体的に調査し、敷地の表口が北向、東向、西向、の家屋29軒の、現状平面および聞き取りによる復元平面の計41件について、座敷配置の変化を編年的に分析している。その結果、幕末の高鍋の中・下級武士住宅において、敷地の表口方位に関わらず家屋を南北棟に建て、座敷を道路側に配置することを原則としていた形式から、次第に家屋を東西棟に建て、座敷を道路から奥まった南側に配置する形式へと変化する過程が確認されている。

第7章は、弘前、盛岡、高遠についての2章から4章の分析結果に、上田における藩の規定と実際の平面との関わり、および高鍋の座敷配置の具体的な変遷過程を加え、総括的に考察した本論文の結論である。即ち、城下町における現存する武士住宅の史料に基づけば、江戸時代後期の中・下級武士住宅では、座敷を家屋の表側に配置し道路側を開放する構成から、家屋の奥側に配置し裏面や南面を開放する形式への変化がみられること、この傾向は特に下級の家屋で著しいこと、宝暦6年の弘前の事例において、南向家屋がすべて道路側を開放していること、また、表側に配置されている座敷も、江戸後期には開放する方向は南面を含めた2面や、南面のみを開放するものが次第に増加する傾向があることを明らかにしている。以上のことから、中・下級武士住宅の座敷には表側に配置して道路側を開放する構成がより古い形式としてあり、南側に配置して南面を開放する構成はそこから変容したもので、その変化は、江戸時代中期末にはみられ、後期には進行していくとの結論に達している。さらに、5・6章の結果、および萩や知覧、高梁など、他の城下町に現存する中・下級武士住宅の事例をあげ、座敷を南側に配置し南面を開放する形式に変化する様子が認められることから、時期は地域ごとに異なるであろうが、城下町に普遍的にみられた変容過程であるということができるとの結論を導き出している。

## 審査報告要旨

この論文は、「江戸時代後期の中・下級武士住宅における構成原理の変容過程に関する研究」と題し、江戸時代後期の中・下級武士住宅の配置に関する構成原理として、方位にかかわりなく道路側に座敷を配置する構成原理と、接する道路にかかわりなく座敷を南面して配置する構成原理の2つが存在し、前者から後者へ移行する関係にあり、江戸時代中期末に移行が認められ、後期さらに明治期にむけて移行が進行してゆくことを、江戸時代後期の4つの城下町における屋敷図を史料として示したもので、7章からなっている。

第1章「序論」では、宝暦年間の弘前城下の全武士住宅を記録した『御家中屋敷建家図』、文化年間の盛岡城下の全武士住宅を記録した『諸士屋敷并建家図面書上』、天保年間頃に高遠城下の武士住宅全数を記録した『御家中屋敷絵図』と、安政年間から明治初期に作られた上田城下の武士住宅のほぼ半数に及ぶ平面図ならびに安政年間の定法を史料として、江戸時代後期の中・下級武士住宅における平面の構成原理とその変容過程を明らかにしようとする本研究の目的と研究方法について述べ、従来の研究を概観してこれまでに江戸時代の住宅史として類似の研究がなかったことを示したうえで、武士住宅の構成原理を明らかにしようとする本研究の意義について述べている。

第2章「宝暦期の弘前城下武士住宅」では、宝暦年間の城下の全武士住宅を記録した『御家中屋敷建家図』中の座敷を持つ平面813件を史料として考察し、敷地の道路に接する側の方位にかかわらず、座敷を道路側に配置する例が92%に及び、そのうち道路側を開放する例が95%あり、この史料ではこの形式が原則的であることを明らかにしている。

第3章「文化期の盛岡城下武士住宅」では、文化年間の城下の全武士住宅を記録した『諸士屋敷并建家図面書上』中の座敷を持つ平面527件を史料として考察し、敷地の道路に接する側の方位にかかわらず、座敷を道路側に配置する例が81%あり、そのうち座敷の道路側を開放する例が81%となり、道路側以外を開放する場合は、例えば西側あるいは東側道路の敷地の場合に南面を開放する例が60%あることを明らかにしている。

第4章「天保期の高遠城下武士住宅」では、天保年間頃に城下の全武士住宅を記録した『御家中屋敷絵図』中の座敷を持つ平面138件を史料として考察し、中級以上の武士住宅では座敷を表側に配置する例が70%あり、そのうち61%が道路側を開放しているのに対して、下級の武士住宅では座敷を表側に配置する例が39%と少なくなるが、そのうちの86%は座敷の道路側を開放していること、道路側以外を開放する場合は南東から南西の南側を開放する傾向が強いこと、下級の武士住宅の残りの61%は座敷を奥に配置していることを明らかにしている。

第5章「安政年間から明治初期の上田城下武士住宅」では、安政年間に記された武士住宅の定法と、安政年間と明治3年に作成された城下の武士住宅の半数に及ぶ配置図と平面図から、長屋を除いた座敷を持つ69件を史料として考察し、表座敷を表側に配置し、道路側を開放する例が84%あるが、同時に複数の面を開放する例が21件あり、そのうち南側を開放する例が71%、奥座敷では道路に面する側の方位に関係なく南面を開放する例が77%

に及ぶことを明らかにしている。

第6章「高鍋の旧武家地における家屋の座敷配置と変遷」では、調査ならびに聞き取りからの復原によって、旧武家地における武士住宅から現在の住宅に至る平面41件を編年にして考察し、はじめ敷地の状況にかかわらず南北棟の一列型平面の建物を建て、座敷を表側に配置し、道路側のほかに側面も開放する形式が一般的であったが、明治末から大正期に東西棟の、座敷を南面させて奥に配置する形式に変化したこと、即ち、表に位置する座敷の道路側を開放する形式から、座敷を奥に配置し、南側を開放する形式へ変化する過程を明らかにしている。

第7章「結論」は、第2章から第6章の結果を踏まえた本論文の結論である。弘前、盛岡、高遠および上田の江戸時代中期末から明治初期の史料を考察して、これらの史料によれば、江戸時代後期の中・下級武士住宅に、座敷を道路側に配置し、座敷の道路側を開放する構成と、敷地の方位にかかわりなく座敷を南面して配置する構成の2つ形式があり、前者から後者へ移行したこと、その変化が江戸時代中期末頃の弘前の史料にわずかにみられ、盛岡、高遠、上田の史料ではその変化が江戸時代後期さらに明治期にむけて進行してゆくことを示し、この結果を高鍋における調査とその他各地の城下町に残る遺構によって検証し、本論文の緒論としている。

以上、この研究は江戸時代後期の中・下級武士住宅の構成に、座敷を道路に面して配置する構成と座敷を南に面して配置する構成の2つ形式があり、前者から後者への移行が江戸時代中期末頃の弘前の史料に認められ、江戸時代後期さらに明治期にむけて進行してゆくことを、弘前・盛岡・高遠・上田に残る武士住宅の史料から示し、これを高鍋における遺構調査とその他各地の城下町に残る遺構によって検証し、この結論が江戸時代後期の中・下級武士住宅に対する構成原理とその変容過程として認められることを示したもので、学術上、中でも日本住宅史上貢献するところが大きい。よって審査員一同は、本論文を博士（学術）の学位論文として十分な価値があるものと認めた。